

喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準

- 1 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m 毎秒以上であること。
- 2 たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
 - (1) 「壁、天井等」とは、建物に固定された壁、天井のほか、ガラス窓等も含むが、たばこの煙を通さない材質・構造のものをいうこと。
 - (2) 「区画」とは、出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることをいい、たばこの煙が流出するような状態は認められないこと。
- 3 たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

なお、「外部」とは、旅客運送事業鉄道等車両等において、旅客運送事業鉄道等車両等の内部にある喫煙専用室から当該旅客運送事業鉄道等車両等の外部に排気することを踏まえて規定したものであり、第二種施設における屋外の場所と同様であること。

※ 各種喫煙室は全て同じ基準が適用される

- ※ 第二種施設等の屋内又は内部の場所が複数階に分かれている場合であって、喫煙をすることができる場所が当該第二種施設等の1又は2以上の階の全部の場所である場合におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準は、上記の要件に代えて、たばこの煙が、喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることとすること。
- ※ 既存特定飲食提供施設の全部の場所を喫煙可能室とする場合における技術的基準は、喫煙可能室以外の場所にたばこの煙が流出しないよう、喫煙可能室が壁、天井等によって当該喫煙可能室以外の場所と区画されていることとすること。

技術的基準に関する経過措置

管理権原者の責めに帰することができない事由によって、上記3の屋外排気に係る基準を満たすことが困難である場合、次に掲げる要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体が室外（第二種施設等の屋内又は内部の場所に限る。）に排気される措置を講ずることにより、一般的基準に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができるることとする。

なお、室外に排気された気体について、当該場所に設置された換気扇等から効率的に排気できる工夫が講じられていることが望ましい。

- 1 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること。
- 2 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m³以下であること。